

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	知内町

知内町鳥獣被害防止計画

(連絡先)

担当部署名 知内町商工林業振興課林業振興係
所在地 上磯郡知内町字重内 21 番地 1
電話番号 01392-5-6161
FAX番号 01392-5-7166

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ・エゾシカ・キツネ・タヌキ・アライグマ・トド
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	知内町内全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ヒグマ	トウモロコシ	0.11ha: 172千円
エゾシカ	大豆、水稲	6.00ha: 2,320千円
キツネ	トウモロコシ	0.01ha: 20千円
タヌキ	トウモロコシ	0.01ha: 20千円
アライグマ	—	— : 0千円
トド	—	— : 0千円
計		2,492千円

(2) 被害の傾向

<p>【ヒグマ】</p> <p>例年春期から秋期にかけて、町内全域の山地及び河川周辺の農業振興地域において、トウモロコシなどの農作物の踏み荒らしや食害が発生し被害が及んでいる。</p> <p>また、ヒグマが民家付近や通学路等にも頻繁に出没しており、人身被害も懸念される。</p>
<p>【エゾシカ】</p> <p>本町におけるエゾシカの生息数は不明であるが、ライトセンサスによる調査でも増加傾向ある。</p> <p>町内全域に出没し、特に山間地域中心に出没し、農作物被害（食害、踏み荒らしによる倒伏）が発生している。</p> <p>また、森林被害（樹皮の食害、苗木の食害・角研）も確認されており、被害額等の詳細は不明であるが山づくりへの被害も深刻となっている。</p> <p>近年では国道周辺への出没も多く、交通事故も数件発生しており、住民生活にも多大な影響を及ぼしている。</p>
<p>【キツネ】</p> <p>春期から秋期にかけて町内全域に出没しており、トウモロコシ、各種施設野菜への食害のほか、ビニールハウス等の農業施設の破損被害も発生している。</p>
<p>【タヌキ】</p> <p>春期から秋期にかけて町内全域に出没しており、トウモロコシ、各種施設野菜への食害のほか、ビニールハウス等の農業施設の破損被害も発生している。</p> <p>近年、目撃・被害状況の件数から生息数が増加傾向にある。</p>
<p>【アライグマ】</p> <p>近年被害情報はないが、目撃情報は寄せられていることから、被害発生時の迅速な対応が必要である。</p>

【トド】

近年被害情報はないが、目撃情報は寄せられていることから、被害発生時の迅速な対応が必要である。

(3) 被害軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和9年度）
被害金額	2,492千円	現状値の10%軽減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
ヒグマ捕獲等に関する取組	毎年、地元ハンターにより出動体制の調整を行い、継続的に出沒する個体や人身被害の恐れがある危険なヒグマについて、銃器や箱わなを用いて駆除を実施。	<p>地元ハンターの協力により、目撃情報が寄せられた場合や、頻繁に出沒する地域に定期的な巡視を依頼。</p> <p>ハンターの高齢化と人員不足が著しく、将来への担い手確保のため、狩猟免許の取得及び猟銃の所持許可並びに猟銃の購入等に要する経費に対する助成事業を行っている。</p>
エゾシカ捕獲等に関する取組	エゾシカの捕獲は、被害防止及び個体数管理を目的に、鳥獣捕獲許可申請し、地元ハンターの協力を得て、銃器・くくりワナを用いて年間を通して実施。	<p>地元ハンターの協力が不可欠であるが、ハンターの高齢化と人員不足が著しく、将来への担い手確保のため、狩猟免許の取得及び猟銃の所持許可並びに猟銃の購入等に要する経費に対する助成事業を行っている。また、近隣市町のハンターと連携し広域的な被害防止対策を検討する必要がある。</p>
エゾシカ防護柵の設置等に関する取組	エゾシカによる農作物の食害被害等軽減を図る為、町単独事業を活用し、町内の広範囲に電気柵の設置を行い、被害防止・支援等を実施。	<p>電気柵の設置した地域については、食害被害等の軽減効果はあるものの、未対策の地域に被害が集中するため、局部的な被害の拡大が散見される。</p> <p>今後も被害の状況や出沒状況を見ながら、効果的な防護柵等の設置を行っていくことが必要である。</p>
キツネ・タヌキ捕獲等に関する取組	<p>キツネ・タヌキを誘引するおそれのある廃棄物等の適正管理について、地域住民に普及啓発を図る。</p> <p>農作物への被害を防止する為、農家自らワナ猟の免許を取得し、箱罟を用いて捕獲を実施。</p>	<p>現在の地元ハンターだけでは捕獲の対応が不十分な状況となっていることから、農家のワナ猟の免許取得者の促進に努める必要がある。</p>

アライグマ 情報収集に 関する取組	繁殖能力が高い等、迅速な対応が必要であることから、近隣町を含め、出没情報や被害情報の収集を実施。	個体の目撃や痕跡の確認にあたって、その他小動物との誤認の可能性があることから、アライグマに関する正しい情報を周知する必要がある。
トド 捕獲等に関 する取組	目撃・出没情報等により銃器による追い払い・捕獲を実施。	トドは捕獲頭数が制限されており、技術的に捕獲は難しい状況にあることから、被害を未然に防止するため、トド強化網導入の検討が必要である。

(5) 今後の取組方針

<p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町、農林水産業関係者、猟友会、警察等との連携により、出没情報、被害状況の正確な把握方法を検討する。 地元ハンターの高齢化等に伴い、鳥獣を捕獲する担い手の育成を図るとともに、狩猟免許の取得を奨励・促進する。 <p>【ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 目撃情報及び出没等があった場合は、地元警察、猟友会と連携をし、現場周辺の確認を行なうとともに注意看板の設置、住民への啓発活動を行う。 知内町鳥獣被害対策実施隊を中心に捕獲活動の強化を図るとともに、緩衝帯設置による被害の未然防止に努める。 <p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個体数の増加を抑制するため銃器による捕獲に加え、くくりワナによる捕獲を実施するほか、一斉捕獲等の効果的な対策の検討を行う。 被害の未然防止策として、電気牧柵の未設置箇所への設置を促進する。 <p>【タヌキ・キツネ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農作物や生活環境への被害を及ぼす個体について捕獲する。 農業者のわな猟免許取得者の増加・促進に努める必要がある。 <p>【アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定外来生物であることから、生息を確認した際は速やかに捕獲対応する。 <p>【トド】</p> <ul style="list-style-type: none"> 絶滅危惧種であることを考慮し、必要最小限の駆除と被害の未然防止の必要性について、漁業関係者に周知・理解を求める啓発活動を推進するとともに、強化網の導入や威嚇による追い払いなどについて検討する。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農林水産業被害を最小限に抑えるため、町、農林水産業関係団体、知内町鳥獣被害対策実施隊等と連携し農林水産業被害情報等を共有すると共に、知内町鳥獣被害防止計画による被害防止施策を適切に実施し効果的な捕獲に取り組む。

捕獲従事者には万一の事故に備えてハンター保険等の経費を一部町が助成し、捕獲従事者の保護に務める。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	ヒグマ エゾシカ キツネ タヌキ アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許の取得に係る情報周知及び狩猟免許取得促進 ・ 捕獲に関する知識・技術講習会の開催 ・ エゾシカー斉捕獲の検討 ・ 電気牧柵の設置箇所の検討・設置 ・ 緩衝帯設置による被害防止

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
ヒグマ	北海道ヒグマ管理計画との整合性を図りながら、繰り返し出没する個体や人身事故の恐れの高い個体は的確、迅速に捕獲することとし、個体数は近年の捕獲実績等に基づき設定する。
エゾシカ	捕獲計画数は、固体数の急増に伴う甚大な被害を未然に防止するため積極的に捕獲し、過去の狩猟及び許可捕獲頭数に基づき設定する。
キツネ	捕獲計画数は、過去の狩猟及び許可捕獲頭数に基づき設定する。
タヌキ	捕獲計画数は、過去の狩猟及び許可捕獲頭数に基づき設定する。
アライグマ	特定外来生物であることから、生息が確認されるうちは、積極的に捕獲する。
トド	トドの保護を目的とした北海道及び北海道連合海区漁業調整委員会の調整を受けた頭数とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ヒグマ	13	13	13
エゾシカ	350	350	350
キツネ	30	30	30
タヌキ	100	100	100
アライグマ	10	10	10
トド	1	1	1

捕獲等の取組内容	
ヒグマ	町内全域において、年間を通じて出沒した場合、銃器又は箱わな設置により捕獲する。
エゾシカ	町内全域において、年間を通じて出沒した場合、銃器又はくくりわな設置により捕獲する。
キツネ	町内全域において、年間を通じて出沒した場合、銃器、箱わな設置により捕獲する。
タヌキ	町内全域において、年間を通じて出沒した場合、銃器、箱わな設置により捕獲する。
アライグマ	年間を通じて、生息が確認される場合、箱わな設置により捕獲する。
トド	被害が確認される場合、銃器を用いて捕獲する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
特になし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内全域	エゾシカ、タヌキ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵、強化網の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	1,000m	1,000m	1,000m
トド	強化網整備の検討	強化網整備の検討	強化網整備の検討

(2) その他被害防止に関する取組

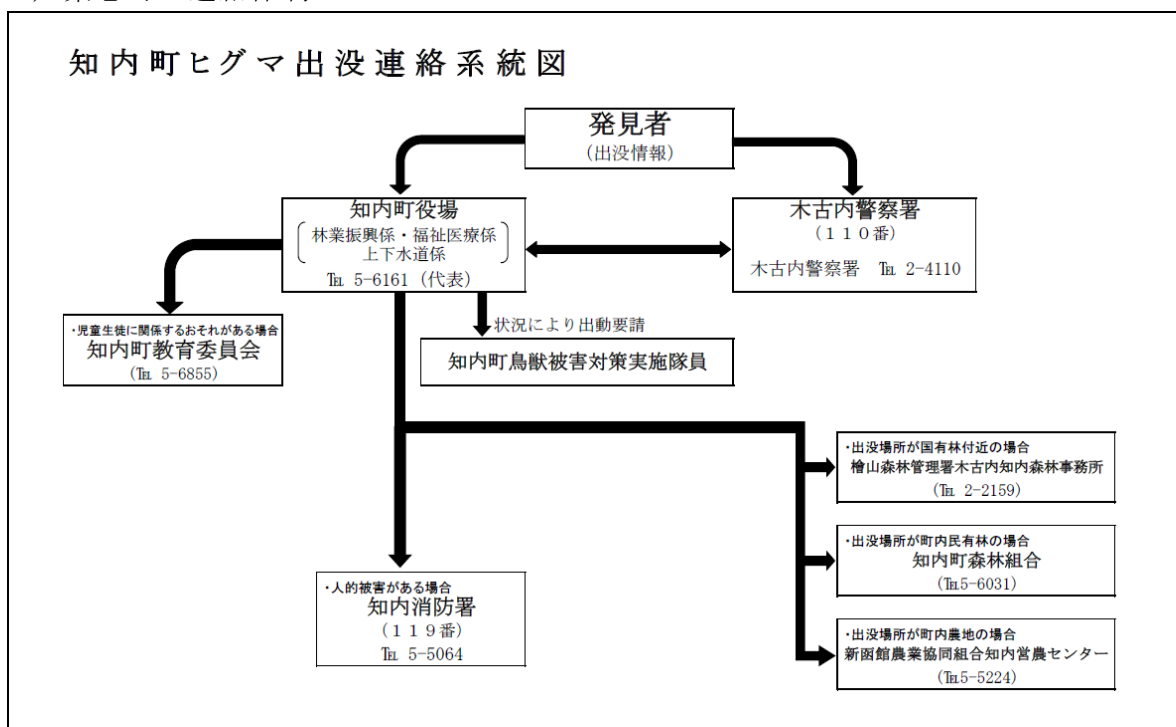
年度	対象鳥獣	取組
令和7年度 ～ 令和9年度	ヒグマ エゾシカ キツネ タヌキ アライグマ	生ゴミや農作物の収穫残さ等の適正管理の周知徹底を図る。 ニホンジカ用侵入防止柵の設置及び管理徹底を図る。 被害予防策の調査とその普及及び情報の提供を図る。
	トド	海上巡回の徹底を図る

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
知内町役場	協議会の連絡調整及び農林漁業者や地域住民に対する啓発活動 被害状況の把握
新函館農業協同組合 知内営農センター	農業被害状況調査、被害予防策推進
上磯郡漁業協同組合	漁業被害状況調査、被害予防策推進
知内町森林組合	森林被害状況調査、被害予防策推進
知内町内会連合会	町内啓発活動
北海道猟友会木古内支部知内支部	農業被害状況調査
知内町鳥獣被害対策実施隊	鳥獣の生態に関する助言、被害対策実施隊を組織して捕獲対応
鳥獣保護監視員	鳥獣全般に関する助言及び情報提供

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止対策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害対策協議会の名称		知内町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割	
知内町役場	協議会の連絡調整及び農林漁業者や地域住民に対する啓発活動、被害状況の把握	
新函館農業協同組合 知内営農センター	農業被害状況調査、被害予防策推進	
上磯郡漁業協同組合	漁業被害状況調査、被害予防策推進	
知内町森林組合	森林被害状況調査、被害予防策推進	
知内町内会連合会	町内啓発活動	
北海道猟友会木古内支部知内分会	農業被害状況調査	
知内町鳥獣被害対策実施隊	鳥獣の生態に関する助言、被害対策実施隊を組織して捕獲対応	
鳥獣保護監視員	鳥獣全般に関する助言及び情報提供	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
渡島総合振興局農務課	実施に関する情報提供及び技術的助言援助、農業被害把握
渡島総合振興局環境生活課	実施に関する情報提供及び技術的助言援助、被害状況把握
渡島総合振興局水産課	実施に関する情報提供及び技術的助言援助、水産被害把握
渡島総合振興局林務課	実施に関する情報提供及び技術的助言援助、林業被害把握
渡島農業改良センター	農業被害状況把握、農業者に対する助言指導
渡島総合振興局西部森林室	森林被害状況把握、林業者に対する助言指導
檜山森林管理署	森林被害状況に関する情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>知内町鳥獣被害対策実施隊設置要綱により北海道猟友会木古内支部知内分会員、知内町役場職員により実施隊を構成し、鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施する。</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ヒグマ	皮や肉の一部については有効活用し、歯や大腿骨、肝臓等については、学術用試料として研究機関へ提供し、その他の部位は焼却処理（一般廃棄物処理場）、又は回収が困難な場合は、生活環境に影響を与えない方法で埋設処理する。
エゾシカ	皮や肉は有効活用し、それ以外は焼却処理（一般廃棄物処理場）又は回収が困難な場合は、生活環境に影響を与えない方法で埋設処理する。

キツネ・タヌキ・ アライグマ	焼却処理（一般廃棄物処理場）する。
トド	皮や肉については有効活用し、それ以外は焼却処理（一般廃棄物処理場）する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

近年、捕獲数が増加傾向にあるエゾシカについては、北海道が作成する「エゾシカ衛生処理マニュアル」に基づいた食肉などを資源として有効活用する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし